

赤穂市 通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取り組みの方針～

平成 27 年 2 月

(令和 3 年改訂)

赤穂市通学路安全推進会議

1. プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成24年7～8月に各小学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な安全対策を講じてきました。

これまで実施した緊急合同点検を一過性のものとせず、継続的な通学路の安全対策を実施するため、「赤穂市通学路交通安全プログラム」を策定し、本市の園児・児童・生徒が安全に通学できる環境を整備してまいります。

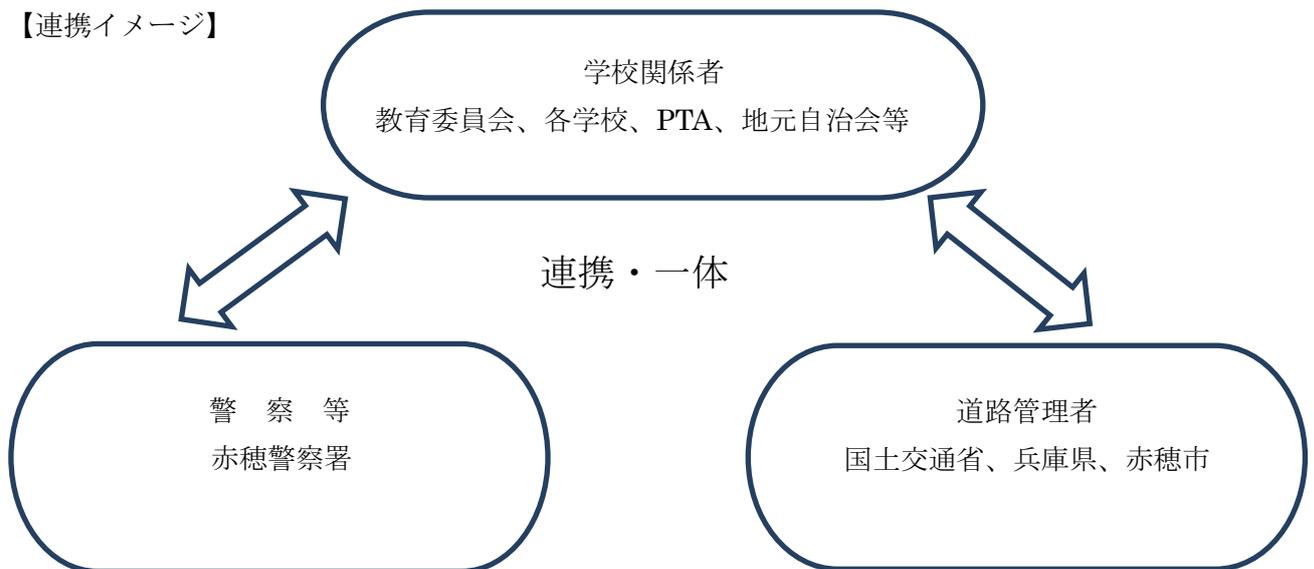
2. 通学路安全推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「通学路安全推進会議」を設置します。

【通学路安全推進会議構成メンバー（赤穂市通学路交通安全推進体制）】

機関・団体名	代表者	主な役割	備考
赤穂市教育委員会 【事務局】	教育委員会学校教育課長	児童生徒への指導・教育	学校関係者
赤穂市 幼・小・中学校	小学校長1名		保護者
赤穂市連合PTA	連合PTA会長		
赤穂警察署	交通課長	道路交通に関する全般 (交通規制・取締り等)	交通管理者
国土交通省 姫路河川国道事務所	道路管理第二課長	道路施設に関する全般 (施設の整備・維持等)	道路管理者(国道)
兵庫県光都土木事務所	道路第一課長		道路管理者(県道)
赤穂市土木課	土木課長		道路管理者(市道)

【連携イメージ】

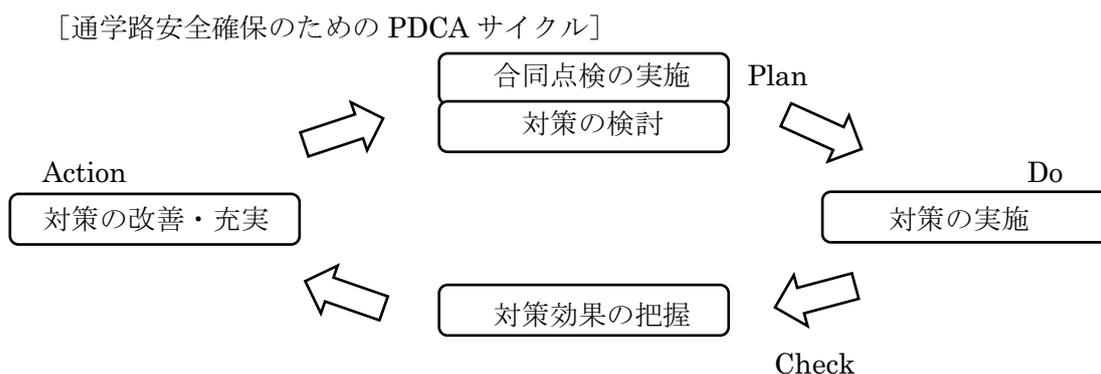


3. 取組方針

(1) 基本的な考え方

通学路の安全を確保するため、関係機関による合同点検を継続して実施するとともに、安全対策実施後についても効果把握を行い、対策を改善・充実していきます。

これらの取組を PDCA サイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。



(2) 定期的な合同点検

○合同点検の実施時期等

- ・市内の小学校を A・Bの2つのグループに分け、隔年に1回、合同点検を実施します。
- ・効率的、効果的に合同点検を行うため、通学路安全推進会議において、重点課題を設定し、合同点検を実施します。

グループ	学校名	備考
A	赤穂小・有年小・赤穂西小・坂越小・高雄小	
B	塩屋小・尾崎小・御崎小・城西小・原小	

※本プログラムは幼・小・中を対象としているが、合同点検は小学校区ごとに実施するものとする。

○合同点検の体制

- ・小学校ごとに、学校、PTA、道路管理者、警察、自治会等が参加する合同点検を行います。

(3) 対策の検討 (Plan)

- ・合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに、歩道整備や防護柵設置等によるハード対策及び交通規制や交通安全教育のようなソフト対策など、対策が必要な箇所に応じて具体的な実施メニューを検討します。

(4) 対策の実施 (Do)

- ・対策の実施が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。
- ・中長期的な対策が必要な箇所（歩道のセミフラット化や道路改良、信号機設置等）については、次年度の予算計上や地元調整など整備に向けた取り組みを行い、その進捗については、通学路安全推進会議にて報告いたします。
- ・指導、監視等の対策としては、必要に応じて保護者への見守りの依頼や教員による登下校時の街頭指導などを実施する。また、警察等による交通安全教室の開催や危険箇所での街頭指導などを行う。

(5) 対策効果の把握 (Check)

○合同点検結果に基づき対策を実施した箇所等について、実際に期待した効果が上がっているのか、また、児童等が安全になったと感じているのか等を確認するため、以下に示すような対策効果の把握を行います。

- ・自治会や近隣住民への聞き取り等の確認を行う。
- ・実際の通学時間帯に状況確認を行う。

(6) 対策の改善・充実 (Action)

- ・対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

4. 対策一覧表・対策箇所図の公表

- ・小学校ごとの点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために小学校ごとの「対策一覧表」及び「対策箇所図」を教育委員会や警察、道路管理者等が協議しながら作成し、学校関係者に配布します。

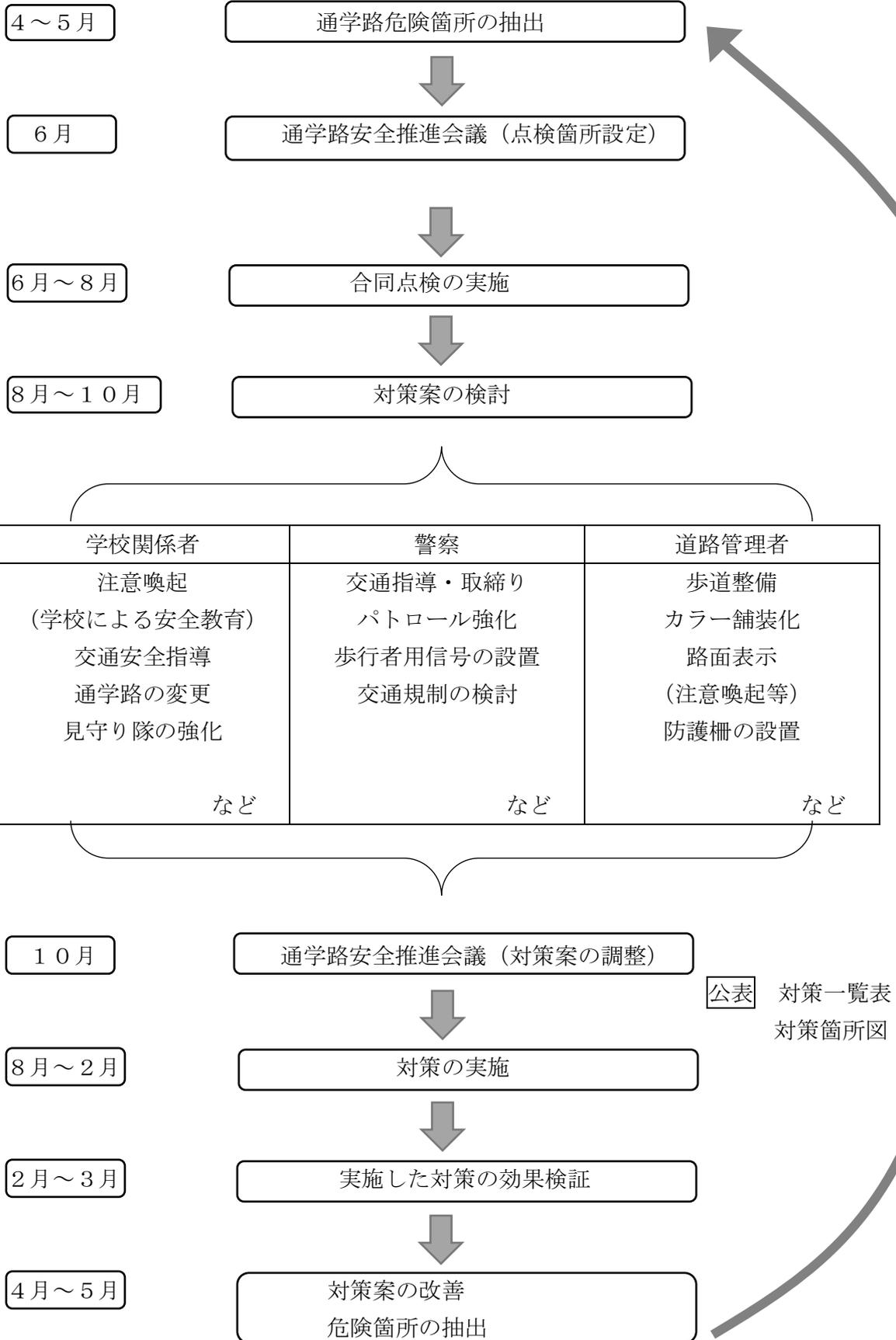
【別添資料】

※通学路交通安全プログラム フロー図

別添 1 対策一覧表

別添 2 通学路対策箇所図 (イメージ)

通学路交通安全プログラム フロー図



対策一覧表

【 小学校】

令和 年 月時点

番号	路線名	箇所名・住所	通学路の状況・危険の内容	対策内容	事業主体	対策年度
1	市道 線	市 町 丁目	歩くのに電柱が邪魔になり車道へ入り込む	無電柱化	市	
2	市道 線	市 町 丁目	自転車と徒歩通学する児童が錯綜し危険	自転車通行位置の明示	市	
3	市道 線	市 町 丁目	踏切内の歩行空間が狭く、児童と車が錯綜し危険	踏切の拡幅	市	
4	市道 線	市 町 丁目	国道の渋滞を避けて抜け道として利用する大型車が多いが、歩道がなく危険	大型車通行禁止、狭さくの設置	市	
5	市道 線	市 町 丁目	歩道の幅員が狭く、また段差がある箇所があり転倒の危険	歩道拡幅、バリアフリー	市	
6	市道 線	市 町 丁目	狭い歩道の中にバス停があり、バスを待つ人がいる場合など危険	バス停周辺歩道整備	市	

【対策検討メンバー】 教育委員会、小学校、PTA 会長、自治会長、赤穂警察署、国土交通省河川国道事務所、光都土木事務所、市土木課

【 小学校】

番号	路線名	箇所名・住所	通学路の状況・危険の内容	対策内容	事業主体	対策年度
1						
2						
3						
4						
5						
6						

【対策検討メンバー】 教育委員会、小学校、PTA 会長、自治会長、赤穂警察署、国土交通省河川国道事務所、光都土木事務所、市土木課

通学路対策箇所図(イメージ)

